

新杵築市制施行 20 周年記念事業補助金交付基準

(趣旨)

第 1 条 この基準は、新杵築市制施行 20 周年記念事業実施方針の趣旨に即し、新杵築市制施行 20 周年を記念して実施する事業（以下「記念事業」という。）に対し、新杵築市制施行 20 周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、新杵築市制施行 20 周年記念事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、杵築市補助金等交付規則（平成 17 年杵築市規則第 37 号）を準用するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第 2 条 補助の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市及び実行委員会以外の団体や市民等が提案し、主体となって実施する記念事業であり、実行委員会委員長（以下「委員長」という。）が必要かつ適当と認めるものとする。

2 補助事業は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに実施するものとする。

3 補助事業は、原則市内で実施できるもので、かつ、市内外の方が広く参加できるものとする。

4 補助事業は、前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は対象としない。

(1) 市の信用及び品位を損ない、又は損なうおそれのあるもの

(2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの

(3) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれのあるもの

(4) 営利を目的とし、又はそのおそれのあるもの。ただし、委員長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(5) 暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有して

いる者が関係しているもの

(6) その他委員長が適当でないと認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助事業を実施できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 主たる活動拠点が市内にある個人、団体又は企業

(2) その他委員長が適当であると認める個人、団体又は企業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象経費」という。）は、新杵築市制施行20周年を記念して行うものに要する経費とし、別表のとおりとする。ただし、次に掲げる経費を除いた額とする。

(1) 反省会、慰労会等の飲食に要する経費

(2) 申請団体の日常的な運営経費

(3) 備品購入及び建物等の施設に要する経費

(4) その他委員長が適当でないと認める経費

2 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を含めないものとする。

(補助金額及び限度額)

第5条 補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、補助金額及び限度額は、別表のとおりとする。

(補助事業の募集)

第6条 委員長は、補助事業の公募に当たり、公募期間を定め、市の広報紙、市公式ウェブサイト、その他適切な方法により市民に周知し募集するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「補助申請者」という。）は、委員長が指定する日までに新杵築市制施行20周年記念事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、

委員長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 収支予算書（様式第3号）
 - (3) 誓約書（様式第4号）
 - (4) 団体の規約等の写し
 - (5) 団体の活動内容が分かる書類
 - (6) その他委員長が必要と認める書類
- （交付決定の通知）

第8条 委員長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査した上で、補助金の交付の適否を決定し、新杵築市制施行20周年記念事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第5号）により、補助申請者に通知するものとする。

（補助事業内容の変更等）

第9条 前条の規定による交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、新杵築市制施行20周年記念事業補助金交付変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）に必要書類を添付して委員長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、委員長が認める場合については、この限りでない。

- (1) 補助金の額に変更があるとき。
- (2) 補助事業の内容（軽微なものを除く。）を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

2 委員長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で、補助金の変更の適否を決定し、新杵築市制施行20周年記念事業補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告及び補助金の請求）

第10条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は令和8年4月20日のいずれか早い日までに、新杵築市制施行20周年記念事業補助金実績報告書（様式第8号）及び新杵築市制施行20周年記念事業補助金交付請求書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、委員長に提出しなければならない。

- （1） 収支決算書（様式第10号）
 - （2） 領収書等の写し
 - （3） その他委員長が必要と認める書類
- （補助金の交付）

第11条 委員長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査した上で、適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第12条 委員長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- （1） 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金の交付が決定した補助事業以外の用途に使用したとき。
- （3） その他この基準の規定に違反したとき。

（成果の公表）

第13条 委員長は、補助金の交付が全て完了した後、その成果を適切な方法により公表するものとする。

（関係書類の整理等）

第14条 交付決定者は、補助金に係る収支を明らかにした証拠書類を整理するとともに、補助金の交付を受けた会計年度終了後5年間

保管しなければならない。

(補則)

第15条 この基準に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和6年10月31日から施行する。

(適用期限)

2 この基準は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前に補助金の交付決定を受けた者に対するこの基準の規定の適用については、この基準の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第 4 条、第 5 条関係）

補助事業	補助対象経費	補助金額	限度額
杵築市及び実行委員会以外の団体や市民等が提案し、主体となって実施する記念事業	報償費、交通費、消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、通信運搬費、広告費、種苗費、手数料、保険料、使用料・賃借料、委託料、その他経費	補助対象経費の 3 / 4 以内（1, 0 0 0 円未満は切捨て）。	1 0 0 万円 （1 補助事業につき）